



平成29年9月21日
中部地方整備局

平成29年度 中部ブロック発注者協議会(第1回幹事会) の開催について

- ◆公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく取組を推進するため、「予定価格の適正な設定」、「適切な設計変更」、「発注や施工時期の平準化」を重点とした自己評価を実施する取り組みなどについて情報交換する平成29年度 中部ブロック発注者協議会(第1回幹事会)を開催します。

開催日時 : 平成29年9月28日(木) 14:00 ~ 16:00

開催場所 : 桜華会館 本館4階 松の間
名古屋市中区三の丸一丁目7番2号

参加機関 : 40機関

<参考>

- ◇中部地方整備局では、平成17年に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)を受け、発注者間における各種施策の連絡調整の為、平成20年11月に「中部ブロック発注者協議会」を設立しました。
- ◇本協議会は、各発注者が公共工事の品質確保の促進に向けた取組み等について情報交換を行うなどの連携や、発注者間の協力体制を強化するとともに地域を支える建設生産システムの向上に関する各種施策の推進・強化を図り、もって中部ブロックにおける公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的としています。

1. 添付資料 資料-1 協議会次第(案)
資料-2 中部ブロック発注者協議会について
2. 配布先 中部地方整備局記者クラブ
3. 問合せ先 中部地方整備局 TEL 052-953-8131
企画部 技術管理課長 加藤 豊
企画部 課長補佐 志賀 勝宏
4. その他 記者席を用意しています。

平成 29 年度 中部ブロック発注者協議会 第 1 回幹事会

日時：平成 29 年 9 月 28 日(木)14:00 ～ 16:00

場所：桜華会館 本館 4 階 松の間

次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

(1) 現在までの取組状況について

1) 平成 28 年度中部ブロック発注者協議会の取組について

2) 関係機関の取組状況について

- ・ 中部地方整備局
- ・ 東海農政局
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県

(2) 今後の取組について

1) 平成 29 年度中部ブロック発注者協議会の取組について

4. 閉 会

発注者協議会の設置経緯

平成17年4月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。) **施行**

・公共工事の品質確保が、発注者(国、地方自治体、特殊法人等)の責務となった。

平成20年11月「中部ブロック発注者協議会」を**設置**

・品確法の趣旨を踏まえ、各種施策の「連絡調整」のため設置

平成26年6月「品確法」の**改正**

・改正品確法運用指針が策定され、「発注者間の連携体制の構築」が必ず実施すべき事項とされた。

平成26年度「中部ブロック発注者協議会」を**法定協議会として体制を強化**

・協議会の役割を各種施策の「連絡調整」から「推進・強化」へ見直し
・全市町村参加の県部会を設置

中部ブロック発注者協議会の組織 (40機関)

- ① 国の機関(17機関)
- ② 地方公共団体の機関(11機関)
- ③ 特殊法人等の機関(10機関)
- ④ オブザーバー(2機関)

岐阜県部会
(42市町村)

静岡県部会
(35市町)

愛知県部会
(54市町村)

三重県部会
(29市町)

平成29年度中部ブロック発注者協議会

各県部会 (第1回:8~9月)

幹事会 (第1回: 9月28日)

各県部会 (第2回 :1月頃予定)

幹事会 (第2回 :2月上旬予定)

中部ブロック発注者協議会(2月下旬予定)